

福岡市公報

平成25年11月25日 第6067号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市下水道条例施行規則の一部改正(第124号)	1
○福岡市水洗便所改造資金貸付規則の一部改正(第125号)	2
○福岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正(第126号)	2

規則

福岡市下水道条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成25年11月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第124号

福岡市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市下水道条例施行規則(昭和37年福岡市規則第77号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を削る。

別記様式第14号(裏面)中「納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月間は年7.3%)の割合で計算します。計算式は、下記のとおりです。なお、延滞金の10円未満は切り捨てます。下水道使用料(100円未満の端数切捨て)×利率×日数/365」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年1月1日から施行する。
(適用区分)
- この規則による改正後の福岡市下水道条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、延滞金のうちこの規則の施行の日以後の期間に対応するものに係る督促状について適用し、同日前の期間に対応するものに係る督促状については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の福岡市下水道条例施行規則別記様式第14号の規定により作成された様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

福岡市水洗便所改造資金貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成25年11月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第125号

福岡市水洗便所改造資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡市水洗便所改造資金貸付規則（昭和41年福岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条中「借受けた」を「借り受けた」に、「年14.6パーセント」を「民法第404条に規定する法定利率」に改める。

別記様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「かい書」を「楷書」に改める。

別記様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「借受けました」を「借り受けました」に、「年14.6パーセント」を「民法第404条に規定する法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第13条中「借受けた」を「借り受けた」に改める改正規定、別記様式第2号の改正規定及び別記様式第3号の改正規定（「年14.6パーセント」を「民法第404条に規定する法定利率」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の福岡市水洗便所改造資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第13条の規定は、延滞金のうちこの規則の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の福岡市水洗便所改造資金貸付規則別記様式第2号及び様式第3号の規定により作成された様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

福岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成25年11月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第126号

福岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和49年福岡市規則第53号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記様式第2号（表）中「また、納期限の翌日から納付の日までの期日に応じ年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期日については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収します。」を削る。

別記様式第14号（裏）中「納期限の翌日から納付の日までの期日に応じ年14.5%（納期限の翌日から1月間は年7.3%）の割合で計算します。計算式は、下記のとおりです。負担金額が2,000円未満又は延滞金が500円未満のときは徴収しません。なお、延滞金の100円未満は切り捨てます。負担金額（1,000円未満の端数切捨て）×利率×日数／365」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の福岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、延滞金のうちこの規則の施行の日以後の期間に対応するものに係る下水道事業受益者負担金納入通知書及び督促状について適用し、同日前の期間に対応するものに係る下水道事業受益者負担金納入通知書及び督促状については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この規則による改正前の福岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則別記様式第2号及び様式第14号の規定により作成された様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

